

薪產地

と 大坂之分 ともし松 西よこぼり

〔國花萬葉記山城〕金銀竹木土石

黒木 薪木也 八瀬 大原 鞍馬

〔續江戸砂子〕近國の土産大概

伊豆薪 上總薪

薪用法

〔大和本草火〕薪火 本草時珍云、凡一切補藥諸膏宜桑柴火煎之、但不可點艾傷肌、榎木ヲ薪トス、烟少シ火ヲ燒テ身ヲ温ムルニ宜シ、又藥ヲ煎スベシ、本草時珍曰、蘆火竹火宜煎、一切滋補藥、又曰、用陳蘆枯竹、取其不强不損藥力也、桑柴火取其能助藥力、一切之堅木之薪ノ火ハツヨシ、發散瀉下ノツヨキ藥ヲ煎ズベシ、滋補ノ藥ハフルキ蘆枯竹桑柴桐ノ木麻骨ナドノ、性弱キ薪ニテ煎ズベシ、堅木ノツヨキ薪ヲ用ユベカラズ、

〔萬寶鄙事記雜〕薪をわりて外に置、雨か、れば、木の油ぬけて性うすく成、もえかぬるもの也、又梅雨の内などにはしめりてもえかぬる、貧家のすくなき薪は、火をたくうへにあげをけばもえやすし、

薪供給

〔日本書紀天武十九〕四年正月戊申、五百寮諸人初位以上進薪

○按ズルニ、文武官人ノ毎年正月十五日朝廷ニ薪ヲ進ムル事ハ、歲時部年始雜載篇御薪條ニ詳ナリ、

〔令義解後宮職員〕殿司

尙殿一人掌奉略中薪炭之事、

〔令義解雜〕凡給後宮及親王炭謂續以上、其皇后起十月一日、盡二月卅日、其薪知用多少量給、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下